

知財高裁 平成19年8月30日判決

平成19年(行ケ)第10090号 審決取消請求事件

商標「海」と商標「快」は、観念・外観及び取引実情を考慮すると、出所混同のおそれはなく非類似と判断された事案

**【事案の概要】**

原告は、本件商標「海」(指定商品：第5類「薬剤」他)に対して、引用商標「快」他1件の商標を引用して無効審判を請求した。しかし、特許庁は、両者は非類似であるとして請求不成立の審決をしたため、原告は、当該審決の取消しを求めて訴訟を提起した。

**【裁判所の判断】**

(1) 両商標は、いずれも「カイ」の称呼が生ずる点で共通するが、本件商標が「海」の観念を生ずることが明らかであるのに対し、引用商標は「ころよい」の観念を生ずることが明らかであるから、その観念は明らかに相違し、また、その外観も著しく異なる。さらに、商品「薬剤」において称呼のみで取引される実情があるとも認められない。したがって、本件商標と引用商標は、商品「薬剤」と同一又はこれに類似する商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれはないというべきであり、本件商標と引用商標は非類似の商標と認められる。

(2) 現に薬剤の取り違え事故が報告されているのであればなおさら、薬剤の取り違えのおそれを可及的に防止するため、実際の取引現場においても、商標の外観・観念を意識して取引がなされ、たとえ称呼が同一であったとしても軽々には商品を取り違えることはないと考えられるし、「薬剤」についてはそもそも称呼のみで取引されるようなことはないというのが自然である。したがって、「薬剤」において単に同一の称呼の商標の並存を許さないことが、必ずしも一般的に需要者保護に結び付くとはいえないというべきであるから、需要者保護のために「薬剤」については商標の類否判断において商標の類似範囲を広く解釈すべきとすることには合理的根拠がない。

(弁理士 大橋 啓輔)